

鎌倉市農業委員会 令和 2 年度 第5回総会 議事録	
日 時	令和 2 年 (2020 年) 9 月 2 5 日 (金) 1 5 時 3 0 分開会
場 所	鎌倉市役所第 3 分庁舎 1 階 講堂
委員名	1 番 小川和己、2 番 浜野清一、3 番 石澤一英、 4 番 市川幸子、5 番 小泉紀久夫、6 番 柏木博明、 7 番 和田雅裕、8 番 落合るみこ、9 番 岡崎和彦、 1 0 番 飯田正実、1 1 番 平井保男、1 2 番 郷原均、 1 3 番 三橋義昭 以上 1 3 名
事務局出席者	鈴木事務局長・名塚職員・酒井職員
欠席委員	7 番和田委員
議長(平井会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。7 番和田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。議事録署名委員については、6 番柏木委員、8 番落合委員にお願いします。現況証明委員については、3 番石澤委員、6 番柏木委員にお願いします。本日の議事日程は、事務局から本日配布しております。「鎌倉市農業委員会 9 月総会議事日程」のとおりとなります。それでは、日程第 1 から順に事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 1、報告第 11 号の前に、先月 8 月総会でご質問いただきました事項につきまして、着席して、先にご説明をさせていただきますと思います。 お配りしております対象案件の地図をご覧ください。報告第 9 号、整理番号 2 について、対象地は地権者が道路用地に転用するもので、現状、鎌倉市の市道に認定されているかどうかについてご質問いただいたものですが、対象地は従前から私道として利用されており、鎌倉市の市道認定は受けていないものです。 続きまして、報告第 10 号、整理番号 1 については、事務所用地に転用するもので、隣接土地の所有状況についてご質問いただいたものですが、黄色塗りした土地の所有者が、本件の土地の譲受人と同一であり、今後一体で利用することが想定されます。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 11 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。

事務局(名塚職員)	議長。日程第1、報告第9号、農地地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、8月11日から9月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。資料につきましては、事前に郵送させていただきました報告・議案書の1ページ目、当日資料は1ページ目、報告第11号整理番号1の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は、報告書に記載のとおりです。整理番号1は、令和2年9月23日に共同住宅へ転用のため、令和2年9月15日に専決処分いたしました。以上1件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第12号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第2、報告第12号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、8月11日から9月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。資料につきましては、事前に郵送させていただきました報告・議案書の2ページ目の報告第12号の報告書、当日資料の2ページ目、報告第12号整理番号1の案内図をご覧ください。整理番号1は、令和2年10月4日に庭敷地へ転用のため、令和2年8月28日に専決処分いたしました。 続きまして、当日資料3ページ目、報告第12号整理番号2の案内図をご覧ください。整理番号2は、令和2年9月11日に専用住宅へ転用のため、令和2年9月2日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
9番(岡崎委員)	議長。9番。整理番号1の方は、接道が無いが、どうなのでしょう。また、隣の[]の庭敷地であったものが、名義がこちらに移っただけなんです。何か意味があるのでしょうか。例えば、他の贈与とか、交換するとか、売買したとか。
事務局(名塚職員)	議長。案内図をご覧ください。今回の対象地、報告第12号の整理番号1の土地は、今おっしゃっていただいたとおり、この対象地の

	真下、南側にある [REDACTED] に、所有権を移転したということは伺っておりますが、具体的に売買かどうかというところまでは確認はしていません。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。関連して、登記事項証明書等はお取りになられていますか。
事務局(名塚職員)	議長。届出の提出時には、登記事項証明書等自体は受領しています。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。まだ所有権移転する前の登記事項証明書等ということですね。
事務局(名塚職員)	議長。はい。市街化区域内の農地の権利移転を伴う農地転用には、届出が必要であり、この際、移転前の登記事項証明書等を添付させています。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。事務局での決裁が通らないと、受理通知書を出さないということになりますか。
事務局(名塚職員)	議長。はい。届出に関しては事務局長の専決処分事項になっており、事務局長の決裁後に、受理通知書の交付となります。
9 番(岡崎委員)	議長。9 番。先ほどの続きですが、本件は接道がないからここを何か後で利用するにしても、なかなか難しいところだと思うので、何か目的があるのか、ちょっと確認したいと思います。
事務局(名塚職員)	議長。あくまで所有権移転を伴う農地転用についての届出であり、譲受人が土地を利用するということで、話は伺っていますが、詳細な土地の利用の実態までは確認していません。
9 番(岡崎委員)	議長。9 番。それは構わないが、接道がないから何かあるのかなと。何かあるのかわかったら教えてください。
事務局(名塚職員)	議長。かしこまりました。
議長(平井会長)	その他、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第 3、議案第 23 号、農業委員会大会決議事項に代わる要望に関する意見照会について、上程いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 3、議案第 23 号、農業委員会大会決議事項に代わる要望に関する意見照会についてご説明します。 当日資料の 4 ページ、議案第 23 号参考資料をご覧ください。 8 月総会の諸般の報告でお知らせいたしましたとおり、令和 2 年度神奈川県農業委員会大会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となりました。通常本大会では、各農業委員会からの要望を集約した中から厳選したものを決議し、神奈川県知事へ提出していましたが、今年度は農業委員会の県組織である一般社団法人神奈川県農業会議が作成した要望案について、皆様のご意見を伺った上で県知事へ送付することとなったものです。要望

	事項につきましては、別紙の参考資料のとおりとなっております。 皆様からご意見がございましたら、本議案にて集約させていただき、湘南地区農業委員会連合会の事務局を務める藤沢市へ報告します。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	ただいま事務局から説明がありましたが、どなたかご意見のある方はいらっしゃいますか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。それでは、意見なしで回答することについて、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第23号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第24号、非農地証明について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第4、議案第24号、非農地証明について、ご説明します。 報告・議案書の3ページの議案書と、当日資料の7、8ページ、議案第24号参考資料①、②をご覧ください。 非農地証明は、当日資料7ページの、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。 はじめに、非農地の定義についてご説明します。非農地には、参考資料①に記載の各項目のいずれかに該当する転用後10年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。 次に非農地の要件についてですが、次の6項目に該当するかを確認します。 ① 農用地区域に設定されていないこと。 ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。 ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。 ④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。 ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。

	⑥ 転用後10年以上経過していること。 これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。 続いて本議案についてご説明いたします。本議案に係る申請者及び申請地は議案第24号及び参考資料②のとおりで、当該地はすべて市街化調整区域内であり、現況は■■■■に建物があり、その他は山林となっています。申請者によると、対象地にある建物は、対象地横にあるお寺の住職の寄合所から増築された茶室であるとのことで、昭和43年頃に建築されたとのことです。建物以外の敷地につきましても増築と同時期から耕作は行われておらず、山林化しているとのことでした。よって転用後10年以上が経過していることとなります。 その他の先程ご説明した非農地の定義に基づく要件につきましても、農用地でないこと、一団の農地に含まれておらず、周辺に影響がないこと、筆の一部ではないこと、今後も違反として追及する可能性がないことから、満たしていると判断されます。 本議案についてご審議いただき、ご了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の市川委員から補足説明をお願いします。
4番(市川委員)	議長。4番。9月24日(木)午後2時より、平井会長と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の状況を確認したところ、現在、現地は、山林化及び建築物があり、「非農地」として判断することが妥当と思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。転用後10年以上経過しているということは、転用したときに何か届出はしてないのでしょうか。
事務局(名塚職員)	議長。転用の時に届出が出されていないケースもあります。ただ、多くの非農地の案件が山林になりますので、今回のように建物が建っている事例はまれではありますが、このような場合ですと、届出が出されていないことが多いです。
3番(石澤委員)	議長。3番。農地法違反(違反転用)にはなるのですか？
事務局(名塚職員)	議長。一応違反と判断する場合がありますが、今ご説明した通り、10年間違反としてとらえていない状況が続いた結果、今後も、周りに農地が無く影響がないという判断で、違反としてとらえて、その建物を例えば、取り壊すまでやりなさい、という指導をする必要が無いようなところであれば、非農地証明は出せてしまうという状況にはなります。 例えば、関谷地域の土地などで、周りの農地に明らかに影響があるような建物が10年間建っており、そこは違反として追及すべきだと県と市で判断した場合には、非農地証明は出せずに、違反として

	追及するという可能性はあるかと思います。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。農地パトロールで回るところとは考えが違うということですか。
事務局(名塚職員)	議長。農地パトロールで回らせていただいている所は、既に従前から違反地として農業委員会が認定をしているところになりますので、逆に違反としてとらえてしまっている以上は、非農地証明は発行できないということです。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。この土地について違反地としていない理由は何ですか。
事務局(名塚職員)	議長。皆さんに年 1 回利用状況調査を行っていただいている土地は、課税が「農地」になっている土地ですが、本件対象地の課税は「農地」になっておりません。よって、本件対象地は皆さんに見ていただいているところに入らない土地になりますので、10年間農業委員会が捉えておらず、ただ地目だけが農地として残ってしまっていたので、今回地目を変えたいということが趣旨ではあるところ です。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。農地として課税されてなく、農地パトロールの対象にもなっていなかったということですね。
事務局(名塚職員)	議長。そうです。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。ありがとうございます。わかりました。
議長(平井会長)	その他、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	、その他ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 24 号について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第24号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 5、議案第25号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 5、議案第25号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明します。 はじめに、納税猶予制度についてご説明しますので、農業委員会法令関係資料の納税猶予に関する資料の 1、2 ページをご覧ください。 相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予

	されるものです。 納税猶予が適用される農地は、市街化調整区域内の農地と生産緑地のみとなります。 納税猶予の適用を受けるには、相続人が相続期限までに所轄税務署で申告手続きを行う際に、相続人が当該農地の耕作者である旨を証明する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となります。 お手元の報告・議案書の4ページ、議案第25号及び当日資料の9ページから13ページ、議案第25号当日資料①～⑤をご覧ください。 本件にかかる、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。 本案件は、市街化調整区域及び生産緑地であり、納税猶予の対象となっており、■■■■の死亡により令和2年3月6日に相続が発生したことに伴い、子の■■■■から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。なお、相続開始年月日の翌日が相続人の農業経営開始年月日です。■■■■は、従前から対象地の耕作を行っており、営農について特段の問題はないと考えられます。 なお、参考資料③の公図には、対象地のうち■■■■が表記されていませんが、古い公図には、■■■■の中に、■■■■が表記されていることが確認できることから、登記所へ確認したところ、従前の公図においても2つの筆の境が不明であることから、■■■■と示されている土地に追加で■■■■を表示することとなり、現在登記所へ対応を依頼しています。 本総会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
5番(小泉委員)	議長。5番。9月24日(木)午後2時より、飯田副会長と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の状況を確認したところ、現在は、大根、ブロッコリー、ネギなどの作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第25号について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第25号は承認されました。

議長(平井会長)	次に、日程第6、議案第26号、農業経営改善計画認定申請書に対する意見について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第6、議案第26号、農業経営改善計画認定申請書に対する意見について、ご説明します。 お手元の当日資料の14ページからの議案第26号参考資料と、農業委員会研修テキストシリーズ3の4ページ目をご覧ください。 はじめに、認定農業者制度について、ご説明します。本制度は、市町村が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に示された農業経営の目標に向けて、農業者が5年後に向けた経営改善を進める計画を作成し、市が認定するものです。これにより認定農業者となった農業者は、補助金などの様々な支援を受けることができます。認定の基準については、テキスト4ページ目に記載のとおりです。 次に、テキスト5ページをご覧ください。 本件は、鎌倉市と藤沢市での認定を目指しているものであり、5ページ後段に記載の申請経路のうち、市町村をまたがるケースとなることから、神奈川県への申請を経て、県から本市及び藤沢市に意見照会があったものです。この意見照会を受け、市から当委員会、JA、県農業技術センターへ意見照会がされているものです。本計画について、ご意見等がありましたら、とりまとめさせていただき、市へ意見を送付します。 本件の申請者である■■■■は、現在小田原市の所有地120アールで米づくりをしており、今後、鎌倉市で畑を借り入れ、直売所、カフェ等の経営を検討しているとのこと。 続いて、農業委員会法令関係資料のファイルでお配りしております資料のうち、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の1ページをご覧ください。 国が作成している、認定農業者制度のガイドラインによると、計画の認定にあたっては、 ① 農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること ② 農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること ③ 農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること というすべての認定基準を満たす場合に、農業経営改善計画の認定を行うとされています。 市農水課へ確認したところ、本市の基本構想では所得目標が450万円～550万円程度とされており、今回の目標では所得目標が447万円ですので、おおむね目標額を満たしています。 今後の流れといたしましては、市は各照会先の意見を踏まえ、認定要件を満たしているか回答をする予定とのこと。以上で、説

	明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
2 番(浜野委員)	議長。2 番。5 年間、令和 7 年に目標を定めているわけですが、今回借りようとしている土地の15アールで、この金額まで持っていけるのかなと思うのですが。
事務局(名塚職員)	議長。そういったご指摘をいただいた上でそれを市に返すという形で問題ないかと思います。それについて市から最終的に聴き取りなどを行って、計画を認定するかどうかを判断するかと思いますので、ご指摘の内容を市へ回答します。ちなみに、今回[]は小田原と鎌倉で経営をやっていくということですので、面積はその合算となります。
2 番(浜野委員)	わかりました。この件を、意見として上げてほしい。
事務局(名塚職員)	かしこまりました。
議長(平井会長)	その他、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 26 号について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第26号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 7、議案第27号、農業経営改善計画認定申請書に対する意見について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	日程第 7、議案第27号、農業経営改善計画認定申請書に対する意見について、ご説明します。 お手元の当日資料の18ページからの議案第27号、参考資料と、農業委員会研修テキストシリーズ 3 の 5 ページ目をご覧ください。 認定農業者制度については、先程ご説明したとおりです。 本件についても、議案第26号と同様、鎌倉市と藤沢市での認定を目指しているものであり、5 ページ後段に記載の申請経路のうち、市町村をまたがるケースとなることから、神奈川県への申請を経て、県から本市及び藤沢市に意見照会があったものです。これについて、市から農業委員会、J A、県畜産技術センターへ意見照会がされているものです。本計画について、ご意見等がありましたら、とりまとめさせていただき、市へ意見を送付します。 本件の申請者である[]は、現在法人設立の手続き中であり、代表者の[]は、現在横浜市で野菜栽培、藤沢市、鎌倉市で養蜂を行っています。計画では、今後

	は養蜂に限った経営を進めていく方針であり、今後、藤沢市では経営拡大を進めていく計画となっています。 続いて、農業委員会法令関係資料のファイルでお配りしております資料のうち、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の1ページをご覧ください。 国が作成している、認定農業者制度のガイドラインによると、計画の認定にあたっては、 ① 農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること ② 農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること ③ 農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること というすべての認定基準を満たす場合に、農業経営改善計画の認定を行うとされています。 市農水課へ確認したところ、本市の基本構想では所得目標が450万円～550万円程度とされており、今回の目標では所得目標が3760万円ですので、目標額を満たしています。以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議無いようですので、採決いたします。議案第27号について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第27号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第8、議案第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 農業委員会等に関する法律第31条第1項により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されていることから、退席者がございます。このため、暫時休憩いたします。 (委員退席)
議長(平井会長)	会議を再開いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	日程第8、議案第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明します。 はじめに、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、ご説明いたします。 農業委員会研修テキストシリーズ3、農地法関連法制度の8ページをご覧ください。

	農業経営基盤強化促進法では、農用地利用集積計画を市が作成し、農業委員会の決定を経て、告示を行うことで、農地法の許可を受けることなく、賃借や売買等の手続きを行うことができる制度があります。この手続きを行うことができるのは、市街化調整区域の農地に限られます。 それでは、議案第 28 号について、ご説明いたします。 お手元の報告・議案書の 5 ページ、当日資料の 22 ページからの議案第 28 号参考資料をご覧ください。まず、参考資料①のの白塗りの土地が今回の案件の対象地であり、その他の斜線地は、本件の譲受人（土地の買い手）が現在所有している土地です。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 続いて、農業委員会法令関係資料のファイルでお配りしております資料のうち、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の 8 ページをご覧ください。 利用集積計画に基づく売買による所有権移転を行う場合には、譲受人が、8 ページに記載の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 a～e」をすべて満たしている必要があります。なお、要件 e に記載されている、「農地移動適正化あっせん等候補者名簿」については、過去の準用の中で作成していたものであり、現在は存在しないため、要件 e については確認できませんが、これに近い名簿として地域の中心的な担い手をリスト化した「鎌倉市人・農地プラン」には、 が含まれていることから、この要件 e で確認すべき事項を満たしていると判断できます。 また、他の要件についても、耕作状況は問題なく、30 代の息子さんが後継者として週 5 日営農されているとのことであり、すべて満たしていると判断されます。 現在の耕作面積は 13,644㎡で、世帯員 3 名、従業員 1 名で従事しています。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
5 番(小泉委員)	議長。5 番。9 月 24 日(金)午後 2 時 30 分より、平井会長、飯田副会長、市川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の状況を確認したところ、現在は、エンジン、モロヘイヤなどの作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います

	が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第28号について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第28号は承認されました。議事の都合により、暫時休憩いたします。(委員入室)
議長(平井会長)	会議を再開します。 次に、日程第9、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第9、その他、諸般の報告について、5件、報告させていただきます。 諸般の報告1、生産緑地地区の取得のあっせんについて、報告いたします。 当日資料の28ページ、諸般の報告1、参考資料①～③をご覧ください。 まず、生産緑地買い取り申出について、ご説明いたします。 市街化区域内の農地のうち、生産緑地の指定を受けている農地は、税制面で優遇措置を受けることができますが、建築等の行為は制限されることとなります。この制限を解除できるのは、資料①の買い取り申出のフローに基づいて手続きを行い、市も、農業者も買い取らなかった場合のみとなります。買い取り申出は、フロー左上のとおり、耕作者の死亡または故障による場合、指定後30年を経過した場合のみ行うことができます。なお、死亡または故障の場合は、買い取り申出に農業委員会が発行する「主たる従事者証明」が必要です。(その人が主で農業をやっていたことの証明。) 本件についてですが、令和2年7月17日開催の農業委員会7月総会において承認され、8月3日付で、主たる従事者証明を発行した案件です。その後、8月20日に、申出者から市長に買い取り申出が行われましたが、9月11日付で、市としては申出地を買取らない旨の決定をし、同日付で申出者に通知しました。 生産緑地法第13条の規定には、「市長は、買取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において、農業に従事することを希望する者がこれを取得できるよう、あっせんに努めなければならない。」とされていますが、生産緑地法第17条の2、「あっせんを行う場合は農業委員会に協力を求めることができる」旨規定されていることから、令和2年9月15日付で、当委員会にあっせんについての協力依頼があったものです。 生産緑地法第14条の規定により、買い取りの申出があった日から起算して3ヶ月以内(11月20日)に所有権移転が行なわれなかったとき(誰も買い取らなかったとき)は、当該生産緑地の行為の制限

	は解除されることとなります。 農地の購入は、農業委員会での手続きが必要であるため、対象地の購入希望の情報がありましたら来月10月10日までに事務局へご連絡ください。なお、JAに対しても、市農水課を通してあつせんについての協力依頼を行う予定とのことです。 続きまして、諸般の報告2、「令和2年7月豪雨災害義援金」の募金について、ご説明します。 当日資料31ページ、諸般の報告2、参考資料をご覧ください。 資料に記載のとおり、本年7月に発生いたしました豪雨により、多くの死者行方不明者の発生や、農林業被害が発生している状況から、一般社団法人全国農業会議所が神奈川県農業会議をとおして、農業委員会組織として義援金の募集活動に取り組むこととした旨の通知がありました。 つきましては、鎌倉市農業委員会としての募金について、皆様のご意見を伺うものです。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。また、諸般の報告2については、皆様いかが、いたしましょうか。
12番(郷原委員)	議長。12番。諸般の報告2については、今までと同じように、積立金から出したらいかがでしょうか。 その前に、諸般の報告1についてですが、買い取り申出が成立した場合は、農業委員会はからむのだろうけど、不調だった場合、農業委員会はどこまでからむのか。
事務局(名塚職員)	議長。不調だった場合には農業委員会は特段からまないのですが、その後例えばその土地がただの市街化区域の土地になりますので、農地転用の届出等がその土地に対して出されてくる可能性があります。行為の制限が解除されれば、農地転用の届出によって転用ができる土地にはなりますので、農地法上の規則としてはそういったところになります。
12番(郷原委員)	了解です。
議長(平井会長)	では、諸般の報告2について、皆様いかが、いたしましょうか。
	(「事務局一任」の声)
議長(平井会長)	事務局、何か、案はありますか。
事務局(名塚職員)	議長。事務局といたしましては、先ほど郷原委員からもご意見がありましたように、平成30年7月豪雨災害義援金、昨年の台風19号の義援金と同様に、農業委員の皆様の積み立てから、1人1,000円ずつ、計13,000円を指定口座に送金するという案がございます。
議長(平井会長)	いかがですか。何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
事務局(名塚職員)	議長。それでは、事務局提案の内容で対応させていただきます。

	続きまして、諸般の報告 3、農地パトロールについて、報告させていただきます。当日資料の 32 ページ、諸般の報告 3 参考資料をご覧ください。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを 8 月 24 日（月）に農業委員 3 名、農業委員会事務局 2 名、市開発審査課 2 名、市都市調整課 1 名、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター職員 1 名の合計 9 名で実施しました。 違反地については、資料の案内図のとおりです。 ① ②の違反地は、2 件の業者が資材置場として転用していましたが、①の違反地については現在是正に向け作業を行っておりますが、現地の詳細な情報は今回確認できませんでした。②の■■■■使用部分については、令和 2 年 5 月に農地への復元が完了し、是正されました。 ③の■■■■については、現状の変化はなく、④の■■■■所有地については、違反転用者の一人である■■■■に現地では是正指導を行いました。■■■■によると、資材の一部は撤去したとのことで、今後については、是正計画の提出を行うとのことでした。 次回の農地パトロールは、令和 2 年 11 月頃を予定しております。対象の委員は 4 番市川委員、5 番小泉委員、6 番柏木委員です。日程につきましては、後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、諸般の報告 4、農地相談会について、ご報告させていただきます。10 月 29 日（木）午後 2 時より本年度第 2 回目の農地相談会を、J A さがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで実施する予定です。 農家の方へは、J A の回覧で周知をする予定です。場所は J A さがみ玉縄支店で行います。相談者にはあらかじめ予約をお願いしています。どんな相談でも、要望でも構いません。委員の方からも農家の方へお知らせくださるようお願いいたします。 最後に、10 月総会の日程についてご報告させていただきます。次回は、10 月 27 日（火）15 時 30 分から、鎌倉市役所 4 階 402 会議室で開催します。会議室が今月と異なりますので、ご注意くださいようお願いいたします。諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が 無いようですので、以上をもちまして令和 2 年度第 5 回総会を閉会いたします。ありがとうございました。
会 長 平井 保男	

議事録署名委員 6番	相木 博明
議事録署名委員 8番	落合 りさ